

第14回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～卸電力取引所の指定法人化について～

平成27年7月28日(火)

◇小売全面自由化に伴い、電力市場への参加者や取引形態が多様化すると考えられ、こうした中において、卸電力取引所はこれまでよりも重要な役割を担うこととなる。また、制度面からも、取引所価格がインバランス料金等で参照されるようになるなど、重要性を増すこととなる。

◇そのため、昨年成立した第2弾の電気事業法改正において、自由化進展後の電力システムにおいて望ましい姿を実現しようとする一般社団法人等を、国（経済産業大臣）が卸電力取引市場の開設の業務を行う者として指定することができる制度的枠組を創設。

◇第11回WGでは、現在我が国で運営されている唯一の卸電力取引所である日本卸電力取引所から、指定法人化への対応について検討する考えが表明されているところ。

（参考1）第2弾改正電気事業法 抜粋

第六章 卸電力取引所

（指定）

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一～六（略）

（業務）

第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（参考2）第11回WGでの関連発言

（村上オブザーバー）今回の電事法の改正におきまして、現在私どもは私設任意の一般社団法人でございしますが、申請して指定法人というルートも開けております。私どもは今後これへの対応につきまして、しっかりと行政の皆様ともお話を交わしながらいろいろ検討していきたいと。最終的には、よりふさわしいあり方というものになるように努めていきたいというふうに考えていることを申し添えまして、私のコメントといたします。

第2弾改正法で定められている指定法人たる卸電力取引所に関する規制の概要

(1) 指定

- ・取引所の指定(第97条)
- ・指定の取消し(第99条の12)

(2) 業務規程の認可 (第99条)

【法律上、業務規程で定めることとされている事項】

- ・取引参加者の資格(第99条の2)
- ・取引の方法(第99条の3)
- ・不公正取引への対応(同上)

※上記は法定事項であり、これら以外の事項も業務規程で定める。

(3) 取引量、価格等の公表を行う義務(第99条の4)

(4) 差別的取扱いの禁止(第99条の5)

(5) 事業や収支の計画

- ・事業計画、収支予算の認可(第99条の6)
- ・事業報告書、収支決算書の提出義務(同上)

(6) 業務の休廃止の許可(第99条の7)

(7) 役員

- ・役員の選任・解任等の大臣認可(第99条の8)
- ・役員の解任命令(第99条の9)

(8) 役職員の秘密保持義務(第99条の10)

(9) 報告徴収、立入調査(第106・107条)

(10) 国による監督命令(第99条の11)

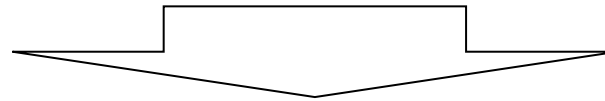
(備考) 電気事業法上、指定法人の数は1に限られておらず、複数の卸電力取引所を指定することも妨げられていない。また、指定を受けずに取引市場の開設を行うことは禁止されていない(その場合には上記の規制は及ばない)。

◇卸電力取引所の目的は、第2弾の改正電気事業法で、卸取引の機会の拡大と、適正な価格の形成、と定められている。

◇指定法人制度の枠組みの下で、卸電力取引所が開設する市場やその組織が、これらの目的を達成するためにふさわしい姿となることが、自由化進展後の我が国の電力システムにとって重要。

法律で定められている取引所の目的

- ①電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大
- ②卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成
⇒これらにより、円滑な取引に資することを目的とする。



卸電力取引所が上記目的を果たすために必要な要素

- ①公正で信頼性の高い取引環境の提供
- ②中立性・透明性の高い組織運営
- ③取引の高い流動性

(備考) 上述の2つの目的については、双方を満たす必要がある。例えば、卸電力取引所の市場運営が差別的であり一部の電気事業者に対して取引の機会が不当に制限されている場合においては、卸電力取引所で適正な価格が形成されていたとしても、「電気事業者に対し卸電力の取引の機会の拡大を図る」という目的は達成されないこととなる。また同様に、例えば、卸電力取引所の市場監視が不十分であり、相場操縦などの結果、卸電力取引所で不適正な価格が形成されている場合においては、電気事業者に対して卸電力取引所への市場参加の機会が広く確保されていたとしても、「取引の指標となる適正な価格の形成」という目的は達成されないこととなる。

◇卸電力取引所として指定法人となることのできる法人の形態は、改正電気事業法上、「一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人」とされている。

◇株式会社が、会社法に基づく透明性・効率性の高い経営により取引所の運営事業を行うことも考えられることから、一般社団法人・一般財団法人に加え、政令において、株式会社が指定法人となることを可能としてはどうか。（業務規程や役員の認可基準などにおいても、一般社団法人・一般財団法人に加え、株式会社も想定した制度とする）

	一般社団法人	一般財団法人	株式会社
設立	2名以上の社員が集まることで法人を設立	設立者が300万円以上の財産を拠出することで法人を設立	発起人が株式を発行し資金を調達することで法人を設立
機関設計	社員総会、理事を置くことが必要（理事会、監事又は会計監査人を置くことも可能）	評議員、評議員会、理事、理事会、幹事を置くことが必要（会計監査人を置くことも可能）	株主総会、取締役を置くことが必要（取締役会、監査役、会計監査人などを置くことも可能）
役員の選任	社員総会で理事・監事を専任	評議員会で理事・監事を専任	株主総会で取締役・監査役を専任
利益分配	社員に剰余金の分配を行うことはできない	設立者に剰余金の分配を行うことはできない	株主総会の決議により配当が可能

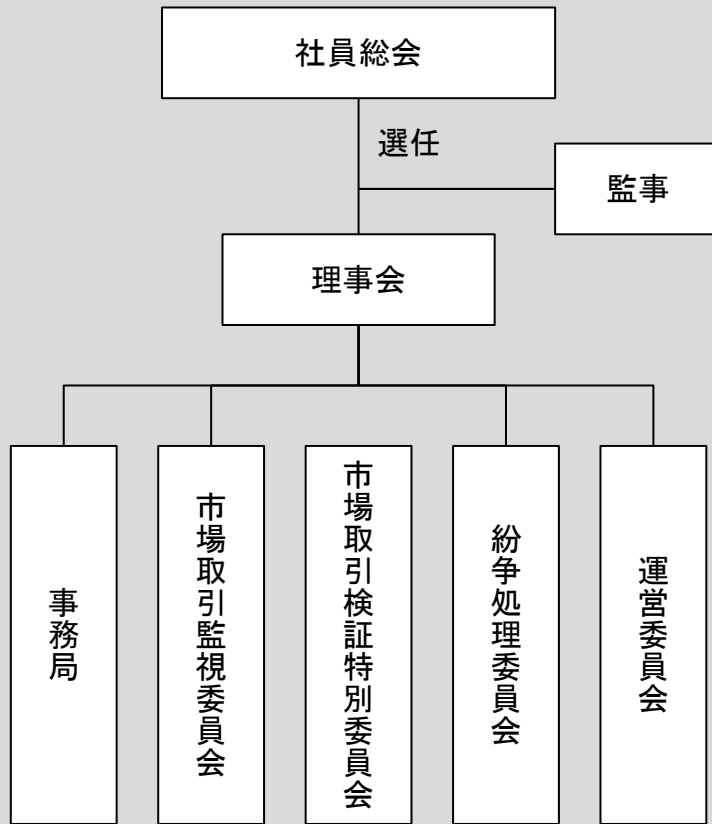
（参考）第2弾改正電気事業法 抜粋

第六章 卸電力取引所 （指定）

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

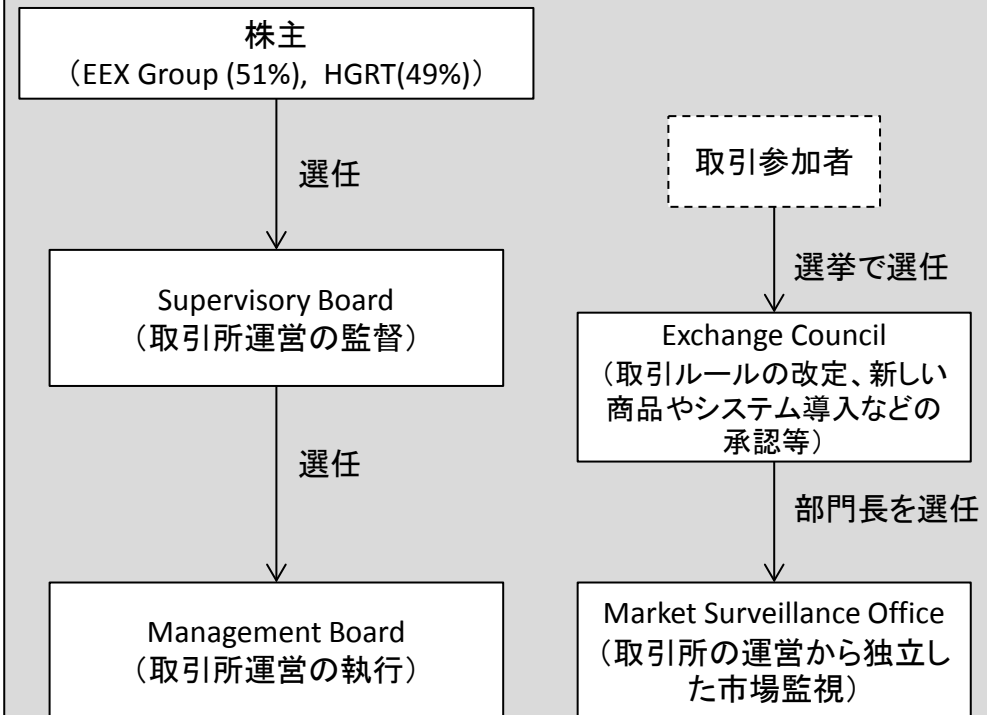
一～六（略）

【日本】（一社）日本卸電力取引所



※社員総会を構成する「社員」は一般社団法人の構成員たる社員であり、取引参加者はこれとは別に「取引会員」として取引に参加。

【欧州】EPEX SPOT SE



※HGRTは送電事業者3社(RTE、Tennet、Elia)の共同持株会社

◇経済産業大臣による指定基準は法第97条で列挙されているが(8ページ参照)、指定に当たっては、以下のような基準に基づき指定を行うこととしてはどうか。

	指定基準の考え方
事業目的 第97条第1項柱書き関係	○定款で定めている法人の目的が、法第97条第1項で定める法人の目的(①卸取引の機会の拡大と、②適正な価格の形成による円滑な電力取引)に適合していること ○当該法人の事業計画や、法人運営に関する各種規程で定めている内容が、これら2つの法人の目的に適合していること。
業務計画(市場開設業務の実施に関する計画) 同項第1号関係	○当該法人が市場開設業務として以下の業務を適正かつ確実に行うことのできる、確実性の高い計画を有していること ・卸電力市場の開設及び当該市場への取引参加者の売買の付け合わせ ・各取引参加者との間での資金決済(取引参加者間のカウンターパーティリスクの遮断) ・市場監視の実施 ・取引量、市場価格、インバランス料金の算定に用いられる係数などの情報の公開・提供 ・広域的運営推進機関及び電力取引監視等委員会との連絡調整 ・取引に関する問い合わせや苦情への対応 ・卸電力市場の機会の拡大、適正な価格の形成を図るための企画、調査研究及び提言 ○市場開設業務に関する重要なルール(業務規程、役職員の行動規範等)について、理事会又は取締役会の決議事項とするなど、組織的な意思決定が行われる計画とされていること。また、これらのルールについて取引参加者の意見を聴取し必要に応じてルールに反映することのできる計画とされていること ○取引参加者に対して取引所が行う調査への取引参加者の協力や、取引所による取引参加者への指示・処分など、適切な市場運営を確保する仕組みが計画されていること ○業務計画において定めている職員構成が、専門的知見や中立性・公正性の観点から適切なものであること ○業務計画において市場開設業務の開始予定時期を定めており、開始に向けた準備を既に行っていること (又は、組織体制などの面で準備を行える状況になっていること) (次ページに続く)

(前ページから続く)

	指定基準の考え方
経理的基礎 第97条第1項第2号関係	○以下の要素が全て確保されていること ・市場開設業務を中立・独立に運営することのできる適切な水準の財産及び運転資金 ・取引参加者から料金を徴収する仕組み ・経理の適切性を確保する業務体制(不正を防止するための方策も含む)
技術的基礎 第2号関係	○以下の要素が全て確保されていること ・役員及び職員の電力取引に関する十分な技術的知識・経験 ・市場支配力の監視など、不正な行為や不当な価格形成に対する適切な監視機能 ・取引所の運営に必要な事務所及び情報システムその他の設備(取引参加者、広域的運営推進機関及び電力・ガス取引監視等委員会との間の連絡調整のための設備を含む。賃借等によることも可能) ・取引所の運営に用いられる情報システムの将来的な取引量の増大に対応できる十分な拡張性 ・事務所及び取引所の運営に用いる情報システムについて、十分なセキュリティ及び緊急時においても業務継続可能が図られる高い確実性
役員の構成 第3号関係	○役員の認可基準(後述)に適合していること
職員の構成 第3号関係	○市場開設業務に従事する職員は、電気事業者の役職員と兼職(出向を含む)していないこと ○特定の電気事業者及びその関連事業者の出身者が、市場開設業務に従事する職員の多数を占めていないこと
兼業業務 第4号関係	○兼業業務の実施により、以下のような事態を招くおそれがないこと ・市場開設業務の実施に支障が生じる ・兼業業務として電気事業を営むことなどにより、市場開設業務の運営に中立性を損ねる ・卸電力取引所の財務内容が悪化することが明らかである
欠格事項 第5号・第6号関係	○以下の欠格要件に該当しないこと ・指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと ・役員のうちに欠格要件に該当する者がいないこと

(参考) 第2弾改正電気事業法 抜粋

(指定)

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務(以下「市場開設業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

- 一 職員、市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 第九十九条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
- 六 役員の中に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

◇指定基準への適合を審査するため、指定に際しては、以下のような書類の提出が必要。

提出書類	確認すべき事項
・指定の申請に関する意思の決定を証する書面	
・定款及び登記事項証明書 ・市場開設業務の実施に関する規程（業務規程）の案がある場合には、当該案	事業目的
・市場開設業務の実施に関する計画	業務計画
・経理的な基礎を有する旨を説明した書類 ・貸借対照表、損益計算書及び財産目録	経理的基礎
・技術的な基礎を有する旨を説明した書類 ・役職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書面 ・市場監視の実施に係るマニュアル・規程類 ・事務所及び情報システムについて説明した書類 ・災害発生等の緊急時における業務継続計画を有している場合は当該計画	技術的基礎
・役員の氏名及び履歴を記載した書面 ・理事長及び常勤の役員が取引参加者との利害関係を有していないことを証した書面 ・役員が欠格事項に該当しないことを証した書面 ・役員の選定プロセスについて説明した書面	役員の構成
・職員の氏名及び履歴を記載した書面	職員の構成
・市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務の概要及び当該業務が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨を説明した書類	兼業業務
・指定を受けようとする法人が欠格事項に該当しないことを証した書面	欠格事項

◇指定を受けた卸電力取引所が開設する市場については、卸電力市場の中心となるスポット市場に加え、実需給直前の調整の場となる一時間前市場と、先渡市場のように翌々日以降に受け渡される電気を取引することで将来のリスクをヘッジする市場についても、必要としてはどうか。

◇また、スポット市場の土日開場や、一時間前市場を随時取引のできる市場(ザラ場)を基本とすることなどについて、これまでのWGでの議論を踏まえた内容であることが必要。

	業務規程への記載を求めるべき主な事項	電気事業法の関連条文
開設する市場	○以下の市場を開設すること ・スポット市場(翌日に受け渡される30分単位の電気を対象として取引する市場) ・一時間前市場(一時間以降後に受け渡される30分単位の電気を対象として取引する市場) ・翌々日以降の将来の一定の期間に受け渡される電気を対象として取引する市場 ○スポット市場、一時間前市場については、365日・24時間すべての時間帯が、取引対象とされていること	(業務規程の認可) 第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
取引可能時間	○スポット市場については、年間を通じて、実需給の前日に取引可能であること ○一時間前市場については、年間を通じて、スポット市場の閉場以降のある時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること	(業務) 第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場(第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。)を開設すること。

◇取引参加者の資格要件については、法律上、電気事業者やこれに準ずる者(発電事業者には該当しないものの発電設備の維持・運用をしている者などを想定)であって、資力信用を有するものを、業務規程で定めることとされている。

◇取引機会の拡大という観点からは、客観的な基準に基づき資力信用を有することなどを確認した上で、電気事業者等の取引参加を広く認めることが必要。

	業務規程への記載を求めるべき主な事項	電気事業法の関連条文
取引参加者の資格	○資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、全ての電気事業者の参加を認めていること(以下の場合も含む) ・発電事業者が卸売を行うために取引所で買う場合についてもその参加を認めていること ・小売電気事業者が余剰電力を売却するために取引所で売る場合についてもその参加を認めていること ○電気事業者以外の以下の者については、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、参加を認めていること ・発電設備の維持・運用を行っている者 ・小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者(ブローカー等) ・需要抑制により供給力を提供する者(2017年以降、第3弾法案に基づくネガワット取引に係る制度整備が行われることが前提) ○以下の不適格者の参加を客観的要件により排除していること ・資力の無い者(純資産額が乏しい者など) ・信用の無い者(破産者で復権を得ない者や、関係法令への重大な違反を行った者など) ○取引参加の判断について、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること	(業務規程の認可) 第九十九条 (再掲) (売買取引を行うことができる者) 第九十九条の二 卸電力取引市場における電力の売買取引(以下この章において単に「売買取引」という。)を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足る資力信用を有するものとして業務規程で定める者とする。

◇電気の取引が安定的になされるためには、仮に代金の支払いが不履行となった場合であっても、電気の受渡しが円滑に行われるような方策(例えば預託金を求めるなど)が講じられていることが必要。

	業務規程への記載を求めるべき主な事項	電気事業法の関連条文
売買取引の方法	○以下の事項について定めていること ・売り・買いの注文方法 ・約定方法(連系線制約がある場合の取扱いを含む) ・約定結果の通知の方法 ・電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担、計量方法 ・代金の支払いの方法、支払時期、支払いに必要な費用の分担 ・代金支払いが不履行となった場合の取扱い ・災害発生時等、通常の取引が困難な場合における取扱い ○スポット市場と一時間前市場については、下記の約定方法を用いていること ・スポット市場: シングルプライスオークションを用いること ・一時間前市場: 随時取引が可能な取引方法(ザラ場)を用いること ○一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること ○スポット市場及び一時間前市場については、取引の成約条件として、広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこととしていること ○受渡しに関して定めている事項が、広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の規定と整合していること ○スポット市場及び一時間前市場については、代金支払いが不履行となった場合に円滑な受渡しが可能となる方策として、預託金を預かる措置などが講じられていること ○スポット市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではなく、取引所が取引参加者間の売買の整理(ネッティング)を行った上で取引代金を求償することとしていること	(業務規程の認可) 第九十九条 (再掲) (売買取引) 第九十九条の三 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。 2・3 (略)

◇売買手数料等については、特定の者を優遇するようなものとなっていないことが必要。

◇連系線制約に起因する市場分断に伴い「市場間値差収益」が生じる可能性があるが、これについては取引活性化等によって生じたものではなく、この扱いについては検討の必要がある。

	業務規程への記載を求めるべき主な事項	電気事業法の関連条文
売買手数料等	○売買手数料や会費を徴収する場合には、その定め方について明確に定めており、その内容が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと ※取引量の多い者の手数料を割安に設定するといったことを否定するものではない。	(業務規程の認可) 第九十九条 (再掲) (差別的取扱いの禁止) 第九十九条の五 卸電力取引所は、市場開設業務の運営に関し、売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
資金管理	○取引参加に際して預託金を求める場合は以下の事項について定めていることが必要 ・預託金の必要額についての定め ・預託金の保全の方法及び運用益の取扱い ・預託金の払い戻しの方法 ○取引参加に関して預託金を求める場合においては、預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと ○地域間連系線の分断に伴い生じる市場間値差収益について、電気事業制度の今後の設計等を踏まえつつ、取引所の収益とするのではなく、取引参加者等に還元することについての方針を有していること。なお、当面、市場間値差収益が発生する場合には、これを経理上区分すること ※市場間値差収益については、取引所としての中立性を損ねない形で解消することが望ましく、そのための方策の検討が必要(次ページ参照)	

◇市場分断が生じた場合には、エリア間で約定代金が異なること、及び連系線容量に応じて託送可能分が存在することにより、取引所に市場間約定代金差額の収入が発生する。

(参考)現状で発生している市場間約定代金差額の規模

2014年度: 約19億円 (JEPXの事業収益全体の約69%)

2013年度: 約11億円 (JEPXの事業収益全体の約47%)

◇これは、市場分断の発生時に構造的要因により発生する収入であるが、取引所のサービスの対価であるとは言えないものであるため、取り扱いについては議論の余地がある。

◇海外では当該収入をTSO(系統運用者)に帰属させ、託送料金の抑制や連系線投資に用いられている例もあり、こうした海外の例も参考にしつつ、今後取扱いを検討することが必要。

今後の対応の選択肢

下記のような選択肢が考えられるが、いずれも検討が必要な論点があり、今後検討を進める。

なお、いずれの選択肢も更に検討が必要であることから、当面は、市場間値差収益を区分経理することとする(なお、現在のJEPXは一般社団法人であり、配当などの形での利益処分はできない)。

【選択肢1】託送料金の抑制等の原資とすることによる還元

- ・市場間約定代金差額は、連系線容量が十分でないことによって発生するものであることに着目し、託送料金の抑制や連系線の増強等の原資として利用すべきという考え方
- ・制度面の対応方策について検討が必要

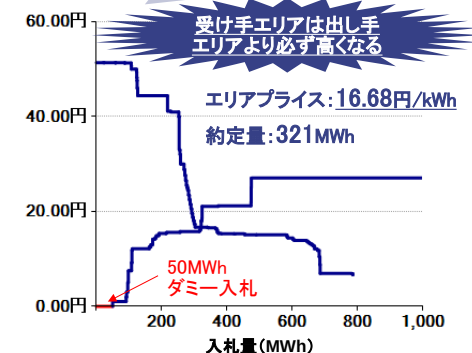
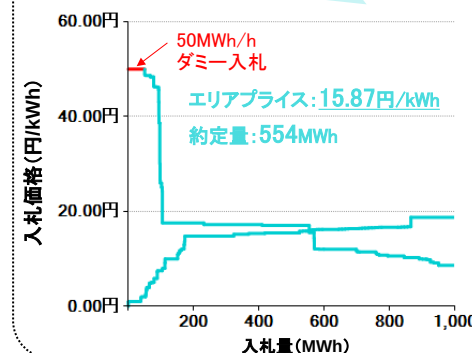
【選択肢2】市場参加者全体への還元

- ・手数料の値下げ等による市場参加者への還元を行う。(それ以上に収入が存在する場合は、マイナスの手数料として還元することも考え得る)
- ・取引所利用のインセンティブとはなるが、市場をゆがめるおそれ

(参考) 市場分断時の約定処理



- 入札を東エリア・西エリアに分け、エリア毎に再度約定処理を行う。
- この際、出し手のエリア(この場合は西)では、ダミーの買入札、受け手のエリア(東)ではダミーの売入札を、必ず約定する価格で入れ、託送可能分の電力を処理する



◇不公正取引の防止については、一義的には取引所が業務規程に基づき対応し、その上で国に報告を行うこととされているため、組織内で必要なルール整備を行っていることが求められる。

	業務規程への記載を求めるべき主な事項	電気事業法の関連条文
不公正取引の防止	○どのような行為が不正な行為に該当するかを定め、取引参加者に対する組織内のルールにおいて、これを禁止していること(以下の項目を含むこと) ・電気の実物取引を目的としない取引をすること ・仮装の取引をする、または偽って自己の名を用いないで取引をすること ・他者と通謀のうえ、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること ・単独でまたは他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させるような取引をすること ・相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること ・インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと ・相対取引や電力先物市場など取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと ・公表前の発電所の事故情報など、取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと(詳細は更に検討が必要) ○どのような場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること(以下の項目を含むこと) ・市場支配力の行使などにより、市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合 ・一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合 (※需給逼迫時の価格高騰など、需給要因により発電原価から著しく乖離することを否定するものではない) ○不公正取引が行われないよう、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること	(業務規程の認可) 第九十九条 (再掲) (売買取引) 第九十九条の三 (略) 2 卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講ずることができる。 3 (略)

◇欧州では、卸電力市場(相対取引も含む)の監視を行うことを目的に、不公正取引の禁止や規制機関への情報提供を市場参加者に義務付けるとともに、規制当局による市場監視について定めたREMIT(Regulation on Energy Market Integrity and Transparency)を2011年12月に施行。

※ガスの卸取引についても対象とされているが、以下では電力について説明。

◇不公正取引については、インサイダー取引及び市場操作を禁止することとしている。

REMITの概要(関連部分)

・インサイダー取引の禁止

- インサイダー情報を用いて、自己又は第三者のために、当該情報に関連した卸電力の取引を行うことを禁止
- インサイダー情報に基づき、当該情報に関連した卸電力取引を行うことを他社に薦めることを禁止
- 対象はインサイダー情報を持っている役員や従業員に限らず、株主や犯罪行為により当該情報を取得した者なども含む
- 安定供給確保のために送配電事業者が電力を調達する場合は規制対象外
- 計画外の停電に起因する即座の物理的な不足に対応するために発電事業者が行う調達取引であって、これを行わない場合には契約上の義務等が履行できない場合などは、適用除外
- 緊急時ルールに基づき安定供給確保のために国が介入する場合には、適用除外

・インサイダー情報の公表の義務

- 市場参加者に関連する事業や設備についてのインサイダー情報は、効果的かつ適時に開示しなければならない
- 開示対象は、発電や送電に用いられる設備の容量や利用に関する情報が含まれる。
- 市場参加者はその正当な利益の保護のために、開示を遅らせることは可能だが、その正当性を説明することが必要

・市場操作の禁止

- 卸電力市場における市場操作の実施やその試みを禁止
- 市場操作の定義としては、以下の事項を列举
 - ・卸売電力商品の需給や価格に誤認や誤解を与える可能性のある虚偽情報(誤解を誘発する情報を含む)を利用する行為
 - ・卸売電力商品の価格を人工的に維持する行為(取引価格に正当性があり、市場価格として許容される範囲であるを除く)
 - ・卸売電力商品の需給や価格に誤認や誤解を与える可能性のある架空の装置その他の欺罔手段を試みる行為
 - ・インターネットなどのメディアを利用して、卸売電力商品の需給や価格に誤認や誤解を与える可能性のある情報を流布する行為(当該情報が事実誤認又は誤解を招く可能性があることを知りうべきであった場合を含む)但し、報道や芸術目的の表現行為を除く。

・市場監視

- 規制当局が相対取引も含め卸取引全般を監視
- 市場監視を行うため、卸売市場の評価及び監視のために必要なデータ(卸売商品、約定価格と数量、契約履行時、取引当事者に関する情報など)を収集
- 各国の監視機関は、上記データも活用しつつ、独自に国内の卸売市場を監視(必要に応じてカルテル規制機関、市場監視機関を設置)
- ACERは少なくとも年に1回、REMITに基づく業務活動に関する報告を欧州委員会に対して行うことが必要

◇不公正取引の防止については、一義的には取引所が業務規程に基づき対応し、その上で国に報告を行うこととされているため、体制整備も含めた対応が求められる。

	業務規程への記載を求めるべき主な事項	電気事業法の関連条文
市場監視	○市場監視を行う体制が整備されていること。特に、市場監視の結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること(第3者委員会における審議や、処分に対する不服申し立ての制度など) ○不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがあり、取引参加者に対する調査が必要な場合は、調査を行うこととされていること ○不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するための必要な措置を講ずることとされていること ○当該措置を講じたときは、速やかにその旨を国に報告することとしていること	(業務規程の認可) 第九十九条 (再掲) (売買取引) 第九十九条の三 (略) 2 卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講ずることができる。 3 卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。
取引参加者への調査・処分	○適切な市場運営を確保するため、以下の事項を業務規程又はその他の規程において定めることとしていること ・取引参加者に対して取引所が行う調査への取引参加者の協力 ・取引所による取引参加者への指示・処分	

◇電力の卸取引の機会の拡大や、適正な価格の形成という取引所の目的を果たすためには、取引所における取引の流動性を向上させていく継続的な取組が必要。

◇そのため、卸電力取引所において、取引参加者との関係で必要な取組を行うための仕組みが講じられていることが求められるのではないか。

	業務規程への記載を求めるべき主な事項	電気事業法の関連条文
取引参加者のニーズへの対応	○取引参加者が利用しやすい市場運営がなされるよう、取引ルールや取引システムの変更について、取引参加者の意見を聞き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること	(指定) 第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。
流動性向上に向けた取引参加者への調査	○以下の場合など、取引参加者が取引所の積極的な活用を行っていない場合において、取引参加者に対して取引所が調査を行い、これに対して取引参加者が協力する仕組みを有していること ・各エリアにおける需給の逼迫や、大量のインバランスの発生が予見されたにも関わらず、電気事業者等がそれを解消するために取引所の利用を十分行わなかった場合 ・市場支配力を有する事業者などが、売り惜しみや買い惜しみを行い、公正かつ競争的な市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合 ※なお、実際には、取引参加者からの情報提供に代えて、広域的運営推進機関が取引所に情報提供を行うことも考えられる	
企画・調査、政策提言	○取引所が行う業務として、電力市場の流動性の向上を図るための企画、調査研究及び提言を定めていること	

◇役職員の行動規範や処分について何らかの規程で定め、これを遵守すべきこととしていることが必要。

	業務規程への記載を求めるべき主な事項	電気事業法の関連条文
役職員の行動規範	○法令の遵守や、秘密の漏えいの禁止等、役職員の行動規範に関する事項や、違反した場合の処分について何らかの規程で定め、これを遵守すべきこととしていること	(解任命令) 第九十九条の九 経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

◇第2弾法では、取引所価格が一定の指標性を有して電力市場全体に影響することに鑑み、取引所は、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公表することとされており、併せて公表を行うべき時期やその具体的方法についても経済産業省令で定めることを予定している。

◇具体的には、以下のとおり公表することを求めることとしてはどうか。なお、法令で求めているこれらの事項は最低限行うべきものであり、取引参加者等のニーズを踏まえ、取引所が任意でこれら以外に情報の公開を行うことも考えられる（その際には取引参加者のみに開示することも考え得る）。

公表が必要な情報

【スポット市場】

以下の項目について、取引対象となる30分単位の電気ごとに公表すること。

- ・売り入札・買い入札の総量(kWh)
- ・約定数の総量(kWh)
- ・取引価格
- ・市場分断の発生状況

(※)市場分断が生じている場合は、上記事項について、分断されたエリア毎の価格を公表

【一時間前市場】

以下の項目について、取引対象となる30分単位の電気ごとに公表すること。

- ・約定数の総量(kWh)
- ・平均取引価格

【翌々日以降の将来の一定の期間に受け渡される電気を対象として取引する市場】

以下の項目について、取引対象となる一定の期間に受け渡される電気ごとに公表すること。

- ・約定数の総量(kWh)
- ・平均取引価格

ザラ場の取引となる

公表時期

毎日公表するとともに、月間値、年間値についても公表すること

公表方法

ホームページでの情報提供を行うこと(これらの情報の公表については料金を徴収しないこと)

(参考) 第2弾改正電気事業法 抜粋

(売買取引数量等の公表)

第九十九条の四 卸電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

- ◇第2弾法では、卸電力取引所の業務運営の適正性を確保するため、取引所の役員の選任・解任は経済産業大臣の認可事項とされている。
- ◇取引所の運営に当たっては、中立性・公平性や、電力取引に関する十分な能力・経験が必要であり、役員の適格性の判断に当たっては以下の事項に留意することとしてはどうか。

役員の適格性の判断の考え方

- ・理事長及び常勤の役員は、取引参加者である電気事業者の役職員との兼職など、取引参加者との利害関係を有していないこと
- ・役員全体において、電気事業者の役職員である者及びあつた者の比率が役員総数の半数に満たないこと
- ・役員の構成が、特定のグループ（発電、送配電、小売等）や特定の電気事業者の出身者に偏っていないこと
- ・法定されている役員の欠格事項に該当しないこと
- ・役員の選定プロセスにおいて、現任の役員や業務執行を行う職員から独立した第三者（有識者から成る指名委員会や、取引参加者から成る委員会など）の評価を経ていること

（参考）第2弾改正電気事業法 抜粋

（指定）

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（役員の選任及び解任）

第九十九条の八 卸電力取引所の役員の選任及び解任は、経済産業大臣認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解任命令）

第九十九条の九 経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

◇指定法人の役員については、職務を的確に遂行する能力を有することや、欠格事由に該当しないことなど、一般的な選任基準のみを定めている例も多いが、高い中立性が必要な法人については、以下の例1、例2のように、役員の構成や選定について中立公正性を求めている例もある。

例1：送配電等業務支援機関（E S C J）

- 利害関係者3グループ（一般電気事業者、特定規模電気事業者、卸電気事業者・系統に連系している自家用発電設備設置者等）の理事の人数がそれぞれ同数であること
- 学識経験者の理事数は、利害関係者グループの各グループの理事数よりも多数であること

例2：特定商取引適正化業務を行う指定法人

- 役員又は社員の構成が一部の限られた者の利益代表である等、特定商取引適正化業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがなく、全体として中立公正であること
- 個々の役員又は社員の選任についても適正に行われていること

例3：米穀価格形成センター（米穀の取引所）の例

- 米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図るためのセンターの運営に適当な者であること

◇毎年度の事業計画や収支予算は経済産業大臣の認可事項とされており、また、市場開設業務の休廃止についても同様に認可事項とされている。これらの認可に当たっては、以下のような基準に基づき認可を行うこととしてはどうか。

事業計画の認可

○当該年度の市場運営の方針が記載されており、市場開設業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

収支予算の認可

○収入と支出の部に整理されるなど、勘定の適切な整理がなされており、市場開設業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。また、当分の間、市場間値差収益が得られる場合には、そのための勘定を設け、区分経理すること。
○兼業業務を営む場合には、市場開設業務と経理が区分して管理されていること

業務の休廃止の許可

○市場開設業務を新たに指定の申請を行う者（指定基準や業務規程等の認可基準を満たすことが必要）に引き継ぐことなどにより、卸電力取引に支障を来さないこと。
○取引参加者及び取引参加者以外の電気事業者への周知がなされていること。

（参考）第2弾改正電気事業法 抜粋

（事業計画等）

第九十九条の六 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に（第九十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止等）

第九十九条の七 卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により市場開設業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。